

小さな図書館 Small Library 資料利用規約

令和6年8月1日

乳幼児学童保育施設・認定こども園 わらべ館

(目的)

第1条 この規約は、乳幼児学童保育施設・認定こども園わらべ館（以下 館という）における図書室資料（以下資料という）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（閲覧及び貸出し資料の範囲）

第2条 貸出しの資料は、わらべ館保育活動に支障のない範囲で乳幼児学童保育施設・認定館長の定める手続きによらなければならない。

(館内での資料利用可能な日時・場所)

第3条 利用者は、わらべ館図書室内（以下、「図書室」という）で資料を利用しようとするときは、館長が定める利用可能な日時に、館長が定める場所で行わなければならない。

(閲覧及び館外貸し出しをうけることができる個人)

第4条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する個人は、資料の図書室での閲覧及びわらべ館外への貸出し（以下「館外貸出し」という）を受けることができる。

- (1) 高知市在住の方（小学生以上）
- (2) 高知市在勤・在学の方（高知市在住以外）
- (3) 館長が適当と認めた者

(個人登録及び利用カードの交付)

第5条 資料の閲覧及び貸出しなどを受けようとする個人は、館長の定めるところにより登録を行い、図書室を利用するためのカード（以下、「利用カード」という）の交付を受けなければならない。

2 前項の登録をするときは、氏名及び住所を証明するに足るものを提示しなければならない。ただし、中学生以下の者については、保護者の証明と許可書をこれにあてることができる。

3 利用カードの有効期間は、交付の日から1年間とする。これを更新するときの期間についても同様とする。

4 利用カードの交付を受けた個人は、利用カードの有効期間が満了し、当該有効期間を更新しないときは、速やかにこれを返却しなければならない。

(個人への館外貸出し点数)

第6条 個人に対して同時に館外貸出しをする資料の貸出しすることのできる資料の数は、3点以内で館長が定めるものとする。ただし、館長が特に必要と定めた場合は、この限りでない。

(個人への館外貸出し期間)

第7条 個人に対して、館外貸出しをする貸出し期間は、次の通りにする。ただし、館長が特に必要と定めた場合は、この限りではない。

(1) 14日以内

(利用カードの紛失及び再交付)

第8条 利用カードの交付を受けたものは、当該利用カードを紛失した場合は、速やかにその旨を届けなければならない。

2 館長は、前項の規定による届け出を受理したときは、紛失した利用カードを執行させるとともに、届け出た者の申し出により、利用カードの再交付を行うものとする。

(利用カードの譲渡及び貸与の禁止)

第9条 利用カードは、他人に譲渡し、または貸与してはならない。ただし、館長が認めた場合は、代理人が貸出しをうけることができる。

(館内の物の損害賠償)

第10条 館内の物を損傷し、又は亡失したものは、館長の指示に従い補修又は相当の代価を弁償しなければならない。

(資料の損害賠償)

第11条 資料を損傷し、又は亡失したものは、館長の指示に従い、指定の資料を代納するか、又は相当の代価を弁償しなければならない。第5条4項、第8条1項、第9条又は第13条の規定に反して生じた損害についても同様とする。

(資料閲覧及び利用の停止及び館からの退去)

第12条 政治・宗教に関する勧誘行為がみられた場合、わらべ館及び利用者を不安・不快にし、または迷惑をかけるおそれのある言動が認められた場合及び館長の指示に従わない場合は、館長は、東学利用者の利用を停止し、又は退去させることができる。

(資料貸し出しの停止)

第13条 利用者が第7条の規定にかかわらず、貸出し期間を経過した日から2ヶ月超えても資料を返納しない場合は、当該利用者は新たに資料の館外貸し出しを受けることができない。

2 館長は、利用者が図書室の資料の館外への貸出しを受けている場合において、当該資料について貸出期間を経過した日から2ヶ月超えても返納していないことが判明したときは、資料の館外貸出しを停止することができる。また、2か月を超えても返納しない場合、館長は、当該貸出し資料が亡失したものとみなすことができる

(利用カードの失効)

第14条 前条の規定により資料の貸出しを停止された場合又は、第4条の規定に該当しなくなった場合は、その者の利用カードは、その日から効力を失う。この場合において、利用者は、無効になった利用カードを速やかに返却しなければならない。

(登録事項の変更届)

第15条 第5条第1項の規定による登録内容に変更があった場合には、利用者は、速やかに届け出なければならない。

(合意管轄裁判所)

第16条 本規約に関する紛争及び利用者と館・館長間の紛争については、高知簡易裁判所又は高知地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(既定の改廃等)

第17条 本規約は、館長が定め、必要に応じて任意に改廃することができる。規約を変更する場合、館長は、館に変更内容を掲示する等適宜の方法により周知のうえ、変更後の規約を適用することができる。なお、利用者は、規約の改廃により、資料の利用が制限され、停止・廃止された場合であっても、館に対し、損害賠償その他何らの請求も行うことはできない。

附則

- 1, この規約は、令和6年8月1日から施行する。
- 2, この附則に定めるもののほか、この規約の施行に必要な措置は、館長が定める。